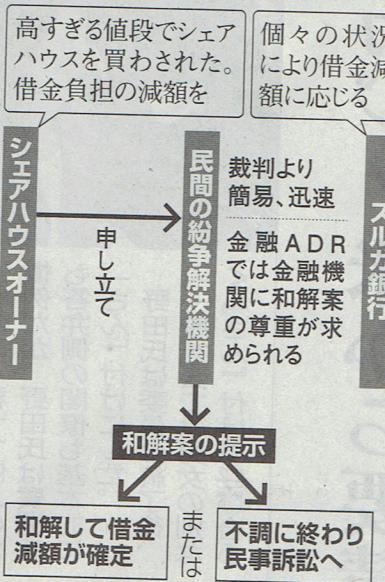


88
スルガ銀行（静岡県沼津市）のシェアハウス投資向け融資で、多額の不正融資があった問題で、多額の借金を負うシェアハウスオーナーとスルガ銀の間で、借金減額交渉が一部で始まった。民

スルガ銀不正融資 債権力ツトへ交渉 一部投資家、手続き開始

間の紛争解決機関で話し合いで、スルガ銀がどれだけ減額に応じるかが焦点だ。減額が大きければオーナーの負担が軽くなる一方、スルガ銀の損失はふくらむ。交渉は裁判より迅速で簡

ADR(裁判外紛争解決手続き)のしくみ



易な手続きの裁判外紛争解決手続き(ADR)で行われる。スルガ銀に一部業務停止命令を出した金融庁も

不動産取引に詳しい専門

1200人超のシェアハウスオーナーのうち、約270人の委任を受けた弁護団はスルガ銀の不正を追及し、残った借金の棒引きと物件の引き渡しを要求。スルガ銀との話し合いは平行線だ。他のオーナーの多くは様子見の状況で、別のオーナー代理人弁護士は「個々の不正の実態がわからず法でいつ交渉するのがいいのか迷っている」という。

(藤田知也)

この他の手続きとして「金融ADR」もある。全国銀行協会が仲介役となり第三者の弁護士らが和解案を示す。手数料は無料で、申し立て受理から和解案提示までは半年程度。どちらのADRも和解できなければ民事訴訟で決着をつけることになる。

家らによる日本不動産仲裁機構の「不動産ADR」が先行している。関係者によると、数人のオーナーが機構に申し立て、スルガ銀も応じて手続きが始まつた。

【スルガ銀行】(株)スルガ銀行

東京支店
新宿支店
横浜支店
名古屋支店
大阪支店
福岡支店
熊本支店
鹿児島支店
沖縄支店

第一回目大